

Steelcase

贈賄防止および

腐敗行為防止に関するポリシー

目次

- 01 本ポリシーについて
- 02 本ポリシーを遵守する必要がある対象者
- 03 本ポリシーについて責任を負う担当者
- 04 贈賄と腐敗行為の定義
- 05 禁止行為
- 06 公職者
- 07 利益相反
- 08 円滑化のための支払い、リベート
- 09 贈答、接待
- 10 寄付
- 11 記録の保存
- 12 サードパーティー
- 13 マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止
- 14 責任事項
- 15 保護
- 16 研修、伝達
- 17 本ポリシーの違反

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

当社では、どのようなビジネスも誠実かつ倫理的に行うことをポリシーとして掲げています。中でも、「誠実に行動すること、および「真実を述べる」ことはコアバリューであり、長年にわたってSteelcaseとその従業員の行動の指針として、たとえ相手が世界中のどの地域のパートナー、顧客、サプライヤーであっても守ってきました。

当社は贈賄や腐敗行為が行われかねないあらゆる状況を避けるよう努め、また、どこで事業活動を行うかにかかわらず、当社のあらゆる業務取引と取引関係において、プロ意識に基づき公正かつ誠実に行動するよう取り組んでいます。当社が目標としているのは、効果的な贈賄・腐敗行為防止体制を導入して実施することです。

当社は、事業活動を行うすべての法域における贈賄・腐敗行為防止関連法をすべて遵守します。これには、米国の海外腐敗行為防止法、英国の贈賄防止法、フランスのサパンII法、中華人民共和国の贈賄・腐敗行為関連法が含まれますが、これらに限定されません。

贈賄や腐敗行為などの不正行為となる可能性のある行動ではないかという懸念がある場合は、会社に報告してください。直属の管理責任者や他の統括責任者、企業コンプライアンス(Corporate Compliance)部門、グローバル監査(Global Audit)部門に問い合わせることができるほか、管理職者に直接報告するのは避けたい場合は誠実行動ヘルプライン(Integrity Helpline)を利用することもできます。

Jim KEANE

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション1]

本ポリシーについて

本ポリシーは以下を目的としています。

Steelcaseや、Steelcaseの直接子会社もしくは間接子会社に勤務する、またはその会社のために業務を行う、従業員を含むすべての人が果たすべき責任事項を定めることで、贈賄および腐敗行為に対する当社の姿勢を理解していただき、その姿勢に従って行動できるようにすること。

当社に勤務する業務従事者および当社のために作業を行うその他の業務従事者に、贈賄や腐敗行為に関する問題を認識してこれに対処する方法についての情報および指針を提供すること。

賄賂を申し出る、約束する、供与する、要求する、受け取ることは、いずれも犯罪行為です。**有罪判決を受けると、懲役もしくは罰金(またはその両方)が科されます。**雇用者として、当社が賄賂を防止できなかった場合、当社は多額の制裁金の支払いを命じられたり、公共団体との契約に関する入札参加停止措置を受けたりする可能性があり、当社の評判が損なわれることになりかねません。そのため、当社は会社として果たすべき法的責任を極めて深刻に受け止めています。

本ポリシーにおいて、サードパーティーとは、当社のために業務を行う過程で接触する個人または組織を意味し、これらには、顧客、サプライヤー、販売業者、取引先、代理人、アドバイザー、政府機関および公共団体(その諮問委員、代表者、職員を含みます)、政治家、政党など(これらの個人または組織が、現にそうであるのか、または今後そうなる可能性があるのかを問いません)が含まれます。

本ポリシーは、労働評議会または労働組合との協議が必要となる地域を除き、全世界で即時に発効します。そのような協議が必要な地域においては、協議で合意が得られるまで本ポリシーの実施は効力を生じません。

本ポリシーは従業員との雇用契約の一部を構成するものではなく、当社はいつでも本ポリシーを変更できますが、従業員は必ず本ポリシーを遵守しなければなりません。地域によっては、本ポリシーは内規または従業員ハンドブックに組み込まれています。

Steelcaseのグローバル業務規範は、参照によって本ポリシーを組み込んでいます。

従業員は、グローバル業務規範および本ポリシーを理解していること、およびこれらを遵守することの確認を定期的に求められることがあります。

[セクション1、右側サイドバー]

賄賂には、業務取引に関連して不適切な便宜を得るために供与、要求または申し出がなされることのある、何らかの形態の金銭的便宜または利益のほぼすべてが含まれます。

金銭は当然含まれますが、航空券をファーストクラスにアップグレードすることや、旅程のついでに立ち寄れる休暇地に招待すること、家族をサマーインターシップの参加者として採用することなども、賄賂と見なされる可能性があります。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション2]

本ポリシーを遵守する必要がある対象者

本ポリシーは、SteelcaseもしくはSteelcaseの系列会社に勤務するすべての業務従事者、または当社のために何らかの資格で業務を行うすべての業務従事者に適用されます。これらの業務従事者には、その所在地を問わず、すべての職層の従業員、取締役、役員、代理店従業員、出向労働者、ボランティア、インターン、代理人、請負人、社外コンサルタント、サードパーティーの代表者およびビジネスパートナー、スポンサー、その他当社と関連のあるすべての人が含まれます。

[セクション3]

本ポリシーの責任者

企業コンプライアンス部門およびグローバル監査部門が本ポリシーの実施、その利用状況と効果のモニタリング、その他、本ポリシーに関する質問への対応や、内部統制のための体制と手順を監査することについて主たる責任を負い、それらが贈賄および腐敗行為の防止に確実な効果を発揮できるようにします。

管理職者は、その職層を問わず、直属の部下が本ポリシーを理解して遵守するとともに、本ポリシーに関する研修を十分かつ定期的に受けることができるよう徹底する責任を負います。

取締役会は、当社の法的義務および倫理的義務に本ポリシーが準拠している状態を確保すること、ならびに当社の管理下で業務を行うすべての人に本ポリシーの遵守を徹底させることに全般的な責任を負います。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション4]

贈賄と腐敗行為の定義

贈賄とは、金銭その他の便宜の申し出、約束または授受を通じて、そのような便宜を受ける者またはその他の者に、その職権を行使して不適切な行為に及ぶよう教唆すること、または、不適切な行為に及んだことに対して、もしくはそのような便宜の承諾により当該便宜を受ける者が不適切な行為に及ぶ場合に見返りを与えることをいいます。

便宜には、金銭、贈答、融資、手数料、接待、役務の提供、割引、契約の発注、何らかの価値を有するその他のものの付与が含まれます。

違法な行為、倫理に反する行為、もしくは期待される誠実さや公平さに反する行為に及んだ場合、または信頼の伴う立場を濫用した場合、その人は不適切な行為に及んだと見なされます。このような不適切な行為は、事業活動や専門的活動、公的職務、人材採用の過程における行為、または何らかの組織が自らまたはその代行者により行う他の活動に関連している場合があります。

腐敗行為とは、委ねられた権限または立場を私的な利得のために濫用することをいいます。

腐敗行為は多くの場合、影響力を悪用した取引、不正確な財務諸表の提示、会社資産の不正利用、恐喝、職権濫用、不正蓄財など、違法な行為に結び付いています。こうした行為はその性質上、ほとんどの国で犯罪行為となり、腐敗行為があったことを示唆している可能性があります。

そのため各従業員は、腐敗行為を伴う状況を避けるよう極めて慎重な態度をもって臨む必要があります。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション5]

禁止行為

あなた(またはあなたもしくはSteelcaseの代理人)が以下のような行為をすることは禁止されています。

取引上の便宜が受けられることを期待もしくは希望して、または既に供与された取引上の便宜に対する見返りとして、支払い、贈答または接待を供与する、供与する約束をする、または申し出ること。

商談または入札過程において、贈答や接待の授受が、その結果に影響を与えることを意図しているものか、または影響を与える可能性が高いものと受け取られるおそれがある場合に、その授受を行うこと。

サードパーティーから、そのサードパーティーまたは他の者に見返りとして取引上の便宜が供与されるものの期待から申し出がなされたことを知っているか、そのことが疑われる支払い、贈答または接待を受けること。

当該状況の下では過度に豪華または贅沢である接待をサードパーティーから受けること。

法務統括責任者または企業コンプライアンス責任者から事前に承認を得ることなく、政府の職員もしくは代表者、または政治家もしくは政党との間で、贈答を申し出る、または受けること。

贈賄の罪を犯すことを拒んだ、または本ポリシーに基づき懸念を提起した他の者を脅迫するか、またはその者に対して報復すること。

本ポリシーに違反する結果となる可能性のあるその他の活動に関与すること。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション 6]

公職者

本ポリシーは公共部門と民間部門のいずれにも適用されます。ただし、大半の国では、公職者には民間部門の就業者の場合よりも厳格な規則と規制が適用されます。

「**斡旋収賄**」または「**影響力を悪用した取引**」は、公職者の意思決定に対する現実の、将来発生し得る、またはありとされている影響力を持つ人物が、自らの影響力を行使し(公的機関などの行政部門の)意思決定者を説得して所望の行為をするように画策し、その人物に不適切な支払いまたは現物給付が約束または供与されたときに生じます。

私たちが公職者を行うやり取りはすべて、公職者に適用される規則と規制(通常、公職者に関するその国の規則、または公職者の勤務先組織もしくは企業により課される規則)を厳格に遵守したものでなければなりません。

公職者は一般に、Steelcaseによる食事代の支払い、または、例えば、LINCもしくはその他のSteelcaseの施設のいずれかを見学する場合の交通費や宿泊費といった妥当な経費の支払いを受けられるかどうかを知っていると考えられますが、不明な場合は企業コンプライアンス責任者に問い合わせてください。

公職者に便宜を供与することが適切である場合、完全な透明性を確保して行われ、適切に文書に記録され説明されなければなりません。

「公職者」という用語は非常に幅広い意味で理解されており、政府機関、国営企業、国際組織、政党に勤務するあらゆる人を含みます。学校、大学、医療機関の被用者が公職者とされることも少なくありません。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで実施は保留されます。

[セクション7]

利益相反

利益相反は、ある従業員が、自己の職務の遂行を通じて、自分が個人的な利益を引き出せる可能性のある、または家族や友人など自分が関係を持つ他の人に恩恵をもたらす可能性のある意思決定に影響を与えることができる場合に生じます。

Steelcaseでは従業員に対し、会社にとっての最善の利益のみに基づいて自己の職務を遂行すること、ならびにSteelcaseを代表して意思決定や推薦を行うときは個人的な対価および関係を考慮に入れてはならないことを義務付けています。

利益相反となる状況の例を以下に示します。

ある従業員またはパートナーが、直接または間接的に近親者を通じて関係を持つ会社に関わる購買手続きに関与する場合。

ある従業員またはパートナーが、採用候補者との親密な個人的関係を持っており、その者の採用に関する評価、選考または管理に関与する場合。

ある従業員が、競合他社に、またはSteelcaseと取引関係にあるサプライヤーもしくは企業に関して金銭的または受益的利害を有しており、当該従業員が、Steelcaseに影響が及ぶ意思決定を左右している場合。

偏った意思決定につながる利益相反は、腐敗行為を引き起こす可能性があります。

腐敗行為と見なされる可能性のある行為ではないか見極め、そのような行為があればグローバル監査部門に報告する必要があります。

[セクション7、右側サイドバー]

あなたが、友人もしくは親類、または友人もしくは親類が運営する企業を、あなたとの関係について告知することなく、フリーランサーまたはサービスプロバイダーとして選んだとします。

これは利益相反となる状況に該当するでしょうか？

これは、利益相反の典型的な例です。なぜならあなたは、その友人もしくは親族をフリーランサーとしてSteelcaseに勤務させることを選ぶにあたり、あなたとの関係を告知することなく、また適切なサプライヤー選定過程を経ることもしなかったからです。このような場合、客観的な理由に純粋に基づくわけではない意思決定となる可能性があります。

あなたが欧州の工場用に利用しているサプライヤーから、ワールドカップ開催中に同社の工場を訪問するよう依頼され、それに併せて、同社の費用負担で試合を観戦し、関連する接待にも顔を出さないと誘われたとします。

このような場合、鉄道駅や空港からサプライヤーの所在地までの短い移動については別として、無料の航空券などのサプライヤーによる交通費負担を受け入れるべきではありません。これに対する例外となる可能性があるのは、馴染みのない地域における安全上またはセキュリティ上の理由がある場合や、生産ラインを閉鎖する、または極めて重要な期日に間に合わないなど、このような訪問をどうしても欠かせなくする差し迫った業務上の必要性がある場合等です。

[セクション8]

円滑化のための支払い、リベート

円滑化のための支払い (Facilitation payments) とは、「心付け (back-handers) 」や「潤滑化のための支払い (grease payments) 」、「定型的行為のための支払い (payments for routine action) 」とも呼ばれるもので、定型的または必要な行為 (政府職員によるものなど) を確保する、または速やかに行わせるためになされる、通常は少額である非公式の支払いのことをいいます。このような支払いはほとんどの国において違法ですが、当社が事業活動を行う一部の法域では、現在も一般に行われています。

リベートとは、通常、取引上の引き立てまたは便宜の見返りとして行われる支払いをいいます。

私たちは、いかなる種類の円滑化のための支払いも「リベート」も行っておりはならず、またこれらを受け取ってもなりません。

あなたは、当社もしくは当社の代理人が円滑化のための支払いを行うか受けることになりかねない活動や、そのような支払いを行うか受けることを持ちかけられる可能性がある活動を避けなければなりません。自分が Steelcase のベンダーへの支払いを承認する場合、その支払いの目的と、要求された金額が提供を受ける商品またはサービスに釣り合っているかどうかを必ず知っておく必要があります。また、その支払いの理由を詳記した受領証の発行を必ず依頼してください。支払いに関して疑問点や懸念事項、質問がありましたら、直属の管理責任担当者またはコンプライアンスチームに伝えてください。

当社としても、定型的行為に関して政府の承認を得るのは困難なものとなる場合があることは理解していますが、当社のサプライヤーが贈賄および腐敗行為の防止に関する当社の基準に従うことを期待しています。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション8、右側サイドバー]

私は別の国に赴任したばかりですが、自動車免許の取得を考えています。利用している不動産業者から、その手続きを早く済ませるのに協力してもいいと言われました。その不動産業者が言うには、少額の手数料を渡してくれば、しかるべき人たちに話を持っていくとのこと。大した金額ではありませんし、私としてはこれを必要経費として請求したいとは思っていません。

こうすることに問題はありますか？

このような支払いが違法であるかどうかを見極めるのは、とりわけ難しい場合があります。あなたがその免許で社用車を使う予定なのでしたら、その支払いは、Steelcase で禁止されているだけでなく多くの国でも禁止されている「円滑化のための支払い」と見なされる可能性が高いものと考えられます。所在国の法律の下で許容されないことでしょう。

[セクション 9]

贈答、接待

このポリシーでは、正当な目的の下に妥当な範囲で相応の接待を供与することや、そのような接待を受けることは禁止していません。ここでいう正当な目的には、関係の構築、当社のイメージまたは評判の維持、当社の製品やサービスの売り込みなどが含まれます。

過度に豪華もしくは贅沢である贈答や接待、および優先的な扱いを求めるための誘因もしくは報酬と見られる可能性がある贈答や接待(契約交渉中や入札過程におけるものなど)は、不適切なものとなります。

贈答を行う場合は、その状況に応じた、かつその贈答を行う理由を考慮した適切な種類と価額のものでなければなりません。

贈答には、現金や現金と同等のもの(ギフトカードなど。ただし、企業コンプライアンス部門の承認を受けたプログラムで使用されるものを除きます)が含まれてはならず、また贈答を秘密裏に行ってはなりません。

贈答を行う場合の名義はSteelcaseにし、それを行う従業員の名義にしてはなりません。

コーヒー用のマグカップやペンなど、価額の低い販促品を顧客、サプライヤー、ビジネスパートナーとの間で授受することは認められています。

国と地域によって慣行が異なり、ある地域においては一般的なものとして許容される場合があるものでも、他の地域においては同様に扱われない可能性があることについて、当社は十分に理解しています。良し悪しの判断は、いかなる状況でもその贈答、接待または支払いに相当の理由があり正当化できるものであるかどうかです。贈答を行うにあたっての意図は、常に考慮しなければなりません。

贈答品の適切性について質問がある場合は、コンプライアンスチームにお問い合わせください。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション10]

寄付

Steelcaseでは政党への寄付を行っていません。

当社が行う寄付は、現地の法律と慣行の下で適法であり倫理性に反しない、慈善目的のものに限られます。

提案する寄付はすべて、企業社会イノベーション・エンゲージメント部門(Corporate Social Innovation & Engagement)に報告してその承認を受ける必要があります。

[セクション10、右側サイドバー]

顧客から、契約交渉をまとめる前に、その顧客の会社がオフィス家具を購入する見返りとして、その顧客が気に入っている慈善団体に慈善目的の寄付をするよう求められています。

これは禁止事項に該当するでしょうか？

その契約が寄付のおかげでのみ得られるものとの印象を与える可能性があるため、Steelcaseはそのような寄付を行うことができません。寄付は常に、売買契約とは関係なしに、十分な選考過程を経て初めて行われるべきものです。

[セクション11]

記録の保存

私たちは、財務記録を保存し、サードパーティーへの支払いを行った業務上の理由を明らかにするための適切な内部統制手段を整備していなければなりません。

授受した接待や贈答についてはすべて、申告した上で書面の記録を残す必要があります、これらの記録は管理責任者による確認の対象となります。

また、サードパーティーに対する接待、贈答、支払いに関するすべての経費申請書を当社の経費ポリシーに従って提出し、その出費の理由を記録する必要があります。これらは管理責任者による確認の対象となります。

サプライヤーおよび顧客を含むサードパーティーとの取引に関する収支計算書、請求書などのすべての記録を、厳密な正確性および完全性を保って作成する必要があります。不適切な支払いを行いやすくする、または隠すために収支計算書を「帳簿外」のままにすることは禁止されています。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション11、右側サイドバー]

取引関係が適切に記録されているか確信を持ってない場合は、その取引関係について何も知らなかった人になったつもりで検討してみてください。記入した説明は、他人が読んでも、その取引とそれがもたらした影響のすべて、その取引が行われた理由、その取引から誰が恩恵を受けたかを理解できるものになっているでしょうか。

サードパーティーから、支払い先の国または地域をそのサードパーティーの居住地や取引地とは別の所にしてほしいと頼まれた場合、それは賄賂または不正行為である危険を示している可能性がありますので注意してください。

[セクション12]

サードパーティー

Steelcaseでは、サードパーティーパートナーにも同等の腐敗行為防止ポリシーを実施していただくことを要件としています。

Steelcaseは、サードパーティーと提携してその提供する商品やサービスを利用したり、サードパーティーが持つ現地顧客へのリーチ力を活用したりしています。各サプライヤーは、贈賄防止と腐敗行為防止の規定を含むSteelcaseが定めたサプライヤー行動規範を遵守することが義務付けられます。

新たなサードパーティーとの提携を始めるには、事前にデューデリジェンスプロセスが必要となります。

Steelcaseが自社では直接行わないことをサードパーティーを通じて行うことは一切できません。サードパーティー(ディーラーを含む)を認定していて、サードパーティーの不適切な業務慣行を知っている、またはそのような業務慣行があると思われるにもかかわらず、それについて意図的に黙認していることは、本ポリシーの違反であり、適用される腐敗行為防止関連法に違反する可能性があります。

サードパーティーパートナーについて特に挙げられる注意すべき兆候には、以下のようなものがあります。

無資格または人員不足であるように見える。

公職者または顧客から強く勧められた、または話を進めるための条件にされた。

現金での支払い、法外な金額の前払いまたはオフショアもしくは第三者の口座への支払いを要求された。

サービスや商品の対価として市場価格を上回る支払金の要求を求めている。

虚偽の書類や請求書の発行を依頼してくる。

[セクション12、右側サイドバー]

建築士から、現金での支払いを求められたり、業務委託契約書への署名や支払った分の請求書または受領証の提供を拒否されたり、その建築士が行っていない空間デザイン作業について支払うよう求められたりしたとします。

これは問題でしょうか？

その建築士がまだ当社に役務を提供していないか、請求書を発行できないか、現金での支払い以外は受け付けない場合、その支払いが不適切と見なされる可能性は非常に高いと言えます。このことは、その建築士が顧客の意思決定に対して影響力を持っている場合には特に当てはまります。

サードパーティー(ディーラーやサプライヤーなど)が、不適切な業務慣行を維持している、もしくはそのような事実があるとの非難を受けていること、賄賂を支払っている、もしくは賄賂を支払うよう要求しているとのうわさがあること、または外国の政府職員と「特別な関係」を持っているとのうわさがあることをあなたが知ったとします。

これは問題でしょうか？

この場合、できるだけ速やかに直属の管理責任者と企業コンプライアンス部門に伝える必要があります。実際、このサードパーティーによる倫理に反する慣行について黙認していると、腐敗行為防止関連法および本ポリシーの違反を引き起こす可能性があります。

サードパーティーが、サイド・レターを用いることに固執していたり、合意条件を書面にすることを拒否していたりするとします。

これは問題でしょうか？

このサードパーティーが隠そうとしていることが賄賂を示唆しているとは、必ずしも言えないかもしれませんが。ただし、このようなケースは、さらなる調査を要する、注意が必要な兆候と見なされるべきであり、「真実を述べる」というコアバリューに反するものと考えられます。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション13]

マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止

マネーロンダリングとは、違法な活動から得た金銭または財産を、合法的に得られたように見せかけた金銭に転換することをいいます。

テロ資金供与とは、テロ活動に利用される可能性がある商品、サービスまたは資金を供与することをいいます。

当社のポリシーでは、以下のことが義務付けられています。

米国および当社が事業活動を行うその他すべての国で適用されているすべてのマネーロンダリング対策法を遵守すること。

正当かつ適法な業務活動を行っているサードパーティーのみを業務提携先とすること。

合法的な活動および適法な資金供与元から得られた資金のみを利用して業務を遂行すること。

Steelcaseは、組織や個人が当社を利用してマネーロンダリングをおこなうこと、およびマネーロンダリングを促進したりテロその他の犯罪活動への資金供与を補助したりする活動に関与することを禁止しています。

危険を示す兆候があれば直属の管理責任者か企業コンプライアンス責任者に報告すること。

[セクション13、右側サイドバー]

危険を示す兆候の例としては、サードパーティーが以下に該当する場合は挙げられます。

- 当社のスクリーニングプロセスによって、取引制限対象者リストに記載されており注意すべきことが判明した。
- 必要な身元確認情報の提出を拒んだ。
- 現金での支払いに固執している。
- 外国のペーパーカンパニーまたはオフショア会社に関与する取引を行うことを望んでいる。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション14]

責任事項

あなたは、本ポリシーに必ず目を通し、内容を理解して遵守する必要があります。

贈賄やその他の形態の腐敗行為を防止すること、見つけ出すこと、および報告することは、当社に勤務する業務従事者および当社の管理下で作業を行う業務従事者すべての責任事項です。本ポリシーの違反につながる、または本ポリシーに違反しているように感じさせる可能性のある活動は、避ける必要があります。

贈賄や腐敗行為の問題または疑惑があるときは、可能な限り早い段階でそのことの懸念を伝えることが奨励されています。

賄賂の申し出があった、もしくは賄賂を要求された場合、または贈賄や腐敗行為など本契約の違反となる対応が行われたか今後行われる可能性があるかと判断したか、もしくはそのことが疑われる場合は、可能な限り速やかに、直属の管理責任者、企業コンプライアンス部門、グローバル監査部門に伝えるか、または誠実行動ヘルプラインを利用する必要があります。

具体的には、顧客または潜在顧客が、当社との取引における便宜を得るためにももの供与を申し出てきた場合や、その顧客または潜在顧客との取引を確保するには贈答または支払いが必要になると述べてきた場合などが挙げられます。本ポリシーでは他の例として、贈賄や腐敗行為であることを示している可能性がある注意すべき兆候も挙げられています。

ある特定の行為が贈賄または腐敗行為となるのかどうか確信を持ってない場合は、直属の管理責任者、企業コンプライアンス部門、グローバル監査部門に相談するか、または誠実行動ヘルプラインを通じて報告してください。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

[セクション15]

保護

賄賂の受け取りや申し出を拒否する、または他の人の不正行為について懸念を提出するもしくは報告する個人は、そのことによって自分が悪影響を受けないか心配している場合があります。欧州連合の国や米国を含む多くの国では、そのような拒否、提出または報告を行う個人に内部告発者としての法的保護が与えられています。当社では寛容な対応を奨励しており、本ポリシーに基づいて誠実に提出された懸念がたとえ誤解に基づくものであったと後で判明した場合も含め、その提出者を支援します。

当社は、贈賄や腐敗行為への関与を拒否した結果として、または、贈賄や他の腐敗行為による実際の犯罪、もしくはそのような犯罪となり得る対応が行われたか、今後行われる可能性があると疑われることを誠実に報告したことが理由で不利な処遇を受ける人が決して出ることのないようにすることを目指しています。不利な処遇には、懸念を提出したことに伴う解雇、懲戒処分、脅迫などの好ましくない処遇が含まれます。自分がこのような処遇を受けたことがあると思われる場合は、直ちに企業コンプライアンス部門に伝えてください。その問題が是正されなければ、当社の誠実行動ヘルプラインを利用して提起してください。

[セクション16]

研修、伝達

本ポリシーについての研修は、当社に勤務するすべての個人を対象とする導入プロセスに含まれています。また、その他の個人を対象とする定期的な研修が用意されています。

贈賄防止・腐敗行為防止に関する当社のポリシーは、すべてのサプライヤー、ディーラー、請負業者およびビジネスパートナーに対して、当社が取引関係を持った段階で、かつそれ以降も定期的に伝達しなければなりません。

[セクション17]

本ポリシーの違反

本ポリシーに違反した従業員は懲戒処分を受け、不正行為または重大な不正行為を理由とする解雇処分となる可能性があります。

当社のために業務を行うその他の個人または組織が本ポリシーに違反した場合、当社はその個人または組織との関係を解消することがあります。

該当する場合、労働評議会による審査を通過するまで本ポリシーの実施は保留されます。

本ポリシーにより、利益相反に関するポリシー、ならびに米国におけるリベートおよび謝礼に関するポリシーは失効し、本ポリシーがこれらのポリシーに代わって適用されます。